

研修詳細情報

開講の目的	介護保険制度の円滑な運営に資するため、指定居宅サービスとしての福祉用具貸与事業などにおいて必要な知識、技術を有する者の養成を目的とする。
講習の名称	長谷川カレッジ 福祉用具専門相談員養成科
事業所の所在地	香川県高松市屋島西町1466-1
講習期間	約2ヶ月
講習課程	講習課程(別表①科目別シラバス参照)
修了評価の実施方法	全カリキュラム(50時間)を遅刻・早退・欠席などなくすべて履修した者を対象に、修了評価試験(筆記試験・2時間)を行う。
講習修了の認定方法及び欠席等した場合の取扱い	全カリキュラム(50時間)を遅刻・早退・欠席などなくすべて履修した者を対象に、修了評価試験(筆記試験・1時間)を行い、100点満点中60点以上で合格とする。修了基準点に達していない受講者に関しては、補講及び再評価を実施する。補講及び再評価料は10,000円(消費税抜)とする。ただし、原則として1年以内に修了すること。また、講義及び演習を遅刻・欠席した場合は修了評価を受けられないが、特別な事情があり遅刻・欠席した場合においては次回開催される福祉用具専門相談員養成科の講義等に出席して頂き、再評価を実施する。福祉用具専門相談員養成科の講義が今後開催されず、次回開催される福祉用具専門相談員養成科の講義等に出席できない時は個別に補講を実施する。ただし、補講料は1時間2,000円(消費税抜)とする。ただし、原則として1年以内に修了すること。
年間の開講時期	3回<7月 11月 2月>
受講対象者	① 福祉用具専門相談員講習未修了者。 ② 福祉用具専門相談員講習未修了者、かつ求職者支援訓練受講生。求職者支援訓練受講生は特定求職者その他公共職業安定所長が認定職業訓練を受講することが適当であると認めた求職者の方。 ③ 福祉用具専門相談員講習未修了者、かつ緊急再就職促進訓練受講生。再就職促進訓練受講生は、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦等を受けることのできる求職者の方。
受講手続き	I 受講対象者①の場合 受講申込書を㈱ケアサービス長谷川に持参もしくは郵送して頂く。基本的には受付順に決定する。 II 受講対象者②の場合 公共職業安定所にて申込み後、受講申込書を㈱ケアサービス長谷川に持参もしくは郵送して頂き、面接にて決定する。 III 受講対象者③の場合 公共職業安定所にて申込む。
受講料等受講に際し必要な費用の額	I 受講対象者①の場合 受講料35,000円(テキスト代、消費税込)。補講の必要な受講生は、別途費用発生。一旦納付された受講料及び教科書代はいかなる理由があっても返金しない。 II 受講対象者②の場合 受講料不要。教科書代2,800円(消費税抜)。また補講の必要な受講生は、別途費用発生。一旦納付された教科書代はいかなる理由があっても返金しない。 III 受講対象者③の場合 受講料不要。教科書代2,800円(消費税抜)。また補講の必要な受講生は、別途費用発生。一旦納付された教科書代はいかなる理由があっても返金しない。